



水を大切に 第67回水道週間

6月1日(日)~7日(土)

全ての人にとって水は、健康で文化的な生活やさまざまな社会経済活動を支える上でなくてはならないものです。水に対する認識を深め、水を無駄なく有効に使いましょう。

第67回水道週間スローガン

<透き通る 誇れる水に 感謝する>

水道の宅内漏水に注意

各家庭に設置してある水道のメーターから内部に配管されている部分は個人管理です。

配管修理費・漏水代金は個人負担です。

漏水の発見方法

敷地内の全ての蛇口を閉めて、水道メーターの星の部分の回ってあればどこかで水が漏れています。

少しの漏水でも想像以上の水量になりますので、週に1、2回漏水の調査を心掛けてください。

一般家庭が管理する宅内漏水で、発見後直ちに修理するなどの要件を満たした場合、申請をすると水道料金の一部が軽減される場合があります。詳しくは上下水道課上水業務係にお問い合わせください。

貯水槽水道の管理

ビル・マンションなどの貯水槽水道の設置者は、受水槽の清掃を1年に1回定期的に行ってください。

受水槽の清掃は専門の業者に依頼して実施してください。

蛇口から出る水の色、濁り、におい、味などに異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

受水槽の点検を定期的に行い、欠陥を発見したら速やかに改善してください。

地震、大雨など水質に影響を与える恐れがあるときも実施してください。給水する水が人の健康を害する恐れがあると分かったときは、直ちに給水を停止して、利用者、保健所、上下水道課上水工務係に知らせてください。

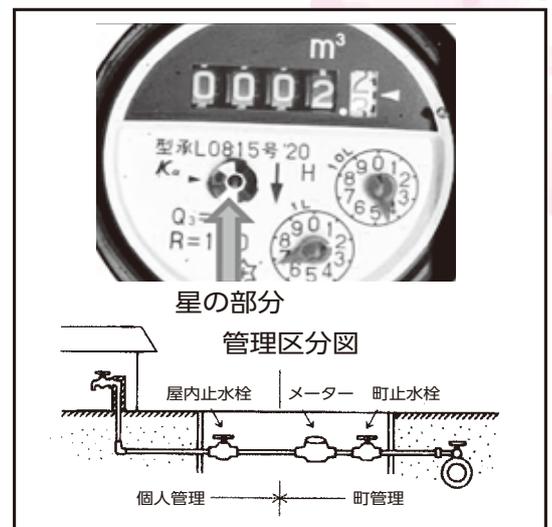
悪徳商法に注意

上下水道課では、浄水器などの訪問販売、水道管の清掃などは一切行っていません。

事前の依頼や了承がない限り、訪問による水質検査などは実施していません。(メーターの取り替えは、事前に上下水道課からはがきで連絡します。)

町の水道状況 (令和6年度実績)

給水人口	27,956人
普及率	99.7%
年間配水量	2,858,692 m ³
年間給水量	2,736,477 m ³
一日平均給水量	7,497 m ³
一人一日平均給水量	268 l



■問い合わせ先 上下水道課 ☎(48) 1111 直通番号 (84) 3663
 上水業務係 (内1219・1220)
 上水工務係 (内1221)

